

総合研究

# ・教育と法・

教育と法  
研究会

## 第115回 生徒が教員から受けたわいせつ行為の認定と民事責任

星野 豊（筑波大学准教授）

生徒に対する教員のわいせつ行為によって、刑事および民事の法的責任が共に発生することは、改めて言うまでもないことである。もっとも、性犯罪は、客観的な証拠が残る場合よりも、

部平成28年11月7日判決・平成25年（ワ）398号事件を取り上げ、この種の事案に対する事実認定と法的責任とについて考えてみる。

### 1 事案の概要……………

当事者の供述以外に証拠がない場合の方が多いため、警察等が強制捜査を行う刑事事件と比べて、被害者が民事責任を追究しようとする際には、困難が伴うことが少なくない。本稿では、生徒がわいせつ行為を受けて転校せざるを得なくなったとして学校と教員とに損害賠償および慰謝料を請求した事案である、奈良地裁葛城支

原告Xは、平成22年に被告Z学園の運営するA高校に入学した生徒であるが、平成23年2月下旬以降ほとんど出席せず、同年5月に他の高校に転校した。

本件は、Xが、A高校で所属していた柔道部

の顧問教諭であった被告Yからわいせつ行為を受けたとして、YおよびZ学園に対し、損害賠償および慰謝料計300万円の支払を求めた事案である。なお、Yは、Xおよび他の生徒Bを被害者とする強制わいせつ罪で起訴され、懲役2年2カ月、執行猶予3年の有罪判決が下されている（名古屋地裁平成25年9月9日判決・平成23年（わ）1128号、名古屋高裁平成26年3月6日判決・平成25年（う）338号）。

Xは、Yに対して腰痛がある旨述べたところ、Yがテーピングをしてやると言い、タンスに手をつかせる等の前傾姿勢をさせたまま、臀部を執拗に撫でまわした等と主張した。これに対してYは、Xの供述は、重要部分の変遷しており、信頼性に欠ける等と反論した。

なお、Z学園は、当初はXの主張を争っていたが、平成28年3月に、Xに対する110万円の支払義務があることを認め、和解している。

### 2 裁判所の判断……………

一部認容（約180万円）。

「X供述は、本件不法行為の際、おりものシートを貼っていたのに下着などを下げられてすごく恥ずかしく思ったという点など、総じて非常に具体的かつ迫真的である。また、X供述は、以前からYに暴力を振るわれており、逆らうと怒られると思って2回のわいせつ行為（女子更衣室でのわいせつ行為および本件不法行為）を拒否できなかったという点、本件不法行為後も柔道部を辞めなかったが、Yから強くなりたければテーピングを頼みに来いという趣旨のことを言われ、自らそのようなことを頼んで下半身を見られたくはなかったことなどから寮を飛び出したという点、YのBに対するわいせつ事件についての警察官の事情聴取の際、被害届を出したBを見習って勇気を出そうなどと考えて本件不法行為を申告したという点など、Xの行動を合理的に説明できる自然なものでもある。」

「さらに、Xは、本件不法行為後すぐに、寮にいたBらに、本件不法行為を伝え、本件不法行為の当日か翌日に、母親に、下着をずらされてテーピングを巻かれたことや生理前でおりものシートを貼っていたところを見られたかもしれない

いことを電話で伝えた」と供述するところ、Bは、別件刑事事件第1審の証人尋問において、平成22年11月頃、Yと夕飯を食べに出てから寮に帰り部屋にいと、Xが部屋にやって来て、Yにテーピングされる際に下着を脱がされたと話したなどと供述し、母親は、別件刑事事件第1審の証人尋問において、同月末頃、Xから電話があり、Yに部屋に呼ばれ、テーピングをしないとかわれて、生理前でナプキンを着けていたのに下着もすべて下ろされたことや、自分がされたことを先輩に伝えると、まだまだなどと言われたことなどを話されたなどと供述しており、X供述は、Bおよび母親の供述と良く符合する。「これらの事情からすると、X供述は信用できる。」

「確かに、Xは、1回目の証人尋問において、平成22年11月27日に女子更衣室でYに臀部を触られるなどした翌日の同月28日に本件不法行為があった旨供述したが、2回目の証人尋問において、本件不法行為の日は同日ではなく、同月27日に柔道の練習をしなくなつてから約2週間以内だと思う旨供述しており、本件不法行為の

日について供述の変遷が認められる。」「しかしながら、Xは、2回目の証人尋問において、供述の変遷理由について、本件不法行為の前に車中で被告からテーピングを提案された記憶があったところ、同月28日に五行治療院を受診しており、その受診の帰りにテーピングの提案をされたと思ひ、本件不法行為が同日にあったと考えたが、その後、同日にBが寮に泊まっていなかったことを知り、前記受診の後に本件不法行為があったという記憶よりも、本件不法行為の直後にBにそのことを話したという記憶の方が確実なので、本件不法行為の日が同日であったという1回目の証人尋問での供述を変えたと供述する。Xは、本件不法行為の約半年後に、ようやく本件不法行為を警察に申告しているため、本件不法行為の日についての記憶がいまいで、その点の供述が後日判明した事情によって変遷することもやむを得ないと考えられることからすると、Xの供述する変遷理由は、十分に合理的である。本件不法行為の日のほかは、その内容等について供述の変遷がないことなども考慮すると、Xが1回目の証人尋問と2回目

の証人尋問で本件不法行為の日についての供述を変えたことは、X供述の信用性を減殺しない。」

「なお、Xは、2回目の証人尋問において、女子更衣室でYに臀部を触られるなどした事件と本件不法行為の先後関係について、前者が先だと思いが自信はないと供述し、X陳述書において、前者が先であると陳述している。Yは、この点を捉えて、X供述とX陳述書において、本件不法行為と女子更衣室で臀部を触られた事件の先後関係等に関する供述が変遷しており、Xが、X供述が偽証であることを認めたと主張する。しかしながら、前記のとおり、女子更衣室でYに臀部を触られた事件と本件不法行為の先後関係について、前者が先だと思ふ旨のX供述と前者が先である旨のX陳述書における陳述は同趣旨であり、変遷したとは評価できない。」

認容額としては、慰謝料200万円から、Z学園が支払った110万円を差し引いた後、Z学園が和解金を支払った日までの利息約60万円を加算、さらに転校等に伴う費用約20万円、A高校の名前の人った柔道着代約1万円を加算

し、弁護士費用を加えて合計約180万円を認容する。

### 3 問題点の検討・・・・・・・・・・・・・・・・

本件は、生徒が教員から性被害を受けたときされる事案であり、事実であれば極めて厳しい対処があつてしかるべきである。また、冒頭でも述べたとおり、この種の事案では客観的な証拠が極めて少ないため、当事者および関係者の陳述や証言の信頼性を、裁判所がどのように評価したかが、判断を大きく左右することになる。

本件の判示でも見られるとおり、裁判所が当事者の陳述の信頼性を判断する際には、①内容に一貫性があるか（すなわち、内容が変遷していないか）、②内容に具体性や迫真性があるか、および、③他の関係者の供述や証言との間に整合性があるか、を重視する傾向がある。実際、第三者である裁判所から見た場合、当事者が真実を語っているか否かの判断においては、上記の3点を慎重に吟味すること以外に方法はないわけであるから、この判断基準が法的に妥当性

を有することは疑いが無い。

しかしながら、当事者や関係者が慎重に供述内容を作成した場合、それが真実でなかったとしても、上記の3点を充たすことは必ずしも不可能ではないし、また、人の記憶はそもそも完全なものではなく、まして犯罪被害に遭つた記憶については、忘れようとする心理作用が働くことも十分考えられる以上、あまりに上記の基準に依拠しすぎることによって、かえつて真実から離れた判断が下されてしまう可能性も否定できない。両当事者の主張が激しく対立する中で、事実認定には、常にこのような曖昧さがつきまとうものであり、裁判所がどのように苦勞して判断を下したとしても、主張を採用されなかつた当事者が納得しない可能性は、十分にあつたことに注意しなければならない。

また、上記3点の基準のほかに、裁判所が当事者の主張の信頼性を判断する際に影響を与えていると言われている点は、当事者自身に対する評価、特に人格的道徳的ないし社会的な評価である。これは要するに、「信頼できる可能性が高い者の主張であるから、内容も真実であると

考えられる」というものであり、論理的な証明をすることが困難な議論であるため、上記の3点とは厳密に区別する必要があるが、直観的に多くの者が暗黙のうちに受け容れている考え方もある。

ところが、この考え方の下では、相手方の主張の信頼性をなくさせるためには、相手方の人格的道徳的社会的評価を下げさせることが効果的であることになるから、訴訟の中で相手方の人格等を誹謗中傷する主張が半ば必然的に生じてきてしまう。しかも、そもそも訴訟とはそのような場であるとの見解も存在するため、訴訟中の主張における相手方に対する誹謗中傷は、それが事実と反すると知って行ったとの立証がない限り、独立した不法行為として責任を追及されないのが現状である。本件でも、Z学園は、和解に到るまでの主張の過程で、Xの在学中の態度や男女交際等についての事実を基に、Xの修学態度に問題があったことを主張していたが、このような主張を裁判所がどのように受けとめたかは想像の限りでない。Xは被害を受けた後に転校しており、本件提訴時にA高校の生

徒でなかったことも与っているように思われるが、訴訟が互いの評価を貶めあう場であることが、事実上前提としなければならないことが、被害者をして法的責任の追及を躊躇させる原因となる可能性があることについては、十分考える必要があるであろう。

以上に述べたような問題は、結局、両当事者が対等な立場であることを前提とする民事訴訟一般に等しく生ずるものである。従って、被害を受けた当事者は、民事訴訟の提起よりも刑事告訴を先に行い、刑事事件において加害者に有罪判決が下されたことをもって、被害事実を立証しようとするのが通常であり、本件の訴訟提起も、刑事事件の第1審判決後になつている。実際、刑事訴訟は、警察や検察が公的機関として捜査、起訴および公判活動を行うわけであるから、強制捜査を典型とする個人としての当事者が行うことのできない事実確認や証拠収集が可能であるし、刑事裁判の判決における認定に対する、民事訴訟の裁判所からの信頼は、民事訴訟における当事者の主張と比べて格段に高くなることが明らかである。

もつとも、刑事裁判の進行を待つて民事訴訟を提起することは、被害を受けてから相当時間がたつてから訴訟が提起されることを意味しており、そうすると、前述した当事者の主張の信頼性が、本件のように争われることになりかねない。なお、このような問題を抜本的に解決するためには、刑事訴訟と民事訴訟を合体させて、犯罪事実の有無と損害賠償責任の有無とを同時に審理するという方法が理論的にはありうるが、すべての犯罪が起訴されるわけではないことに加えて、訴訟制度の基本的な目的が、刑事訴訟（真実の発見と犯罪者の適正処罰による社会の秩序維持）と民事訴訟（当事者間における紛争の解決）とでやや異なっていることから、制度としての今後の見通しは、必ずしも明らかでない状況にある。

本判決に対して、Yは控訴、上告したが、控訴審および上告審は、Yの主張を斥けて本判決を維持し（大阪高裁平成29年7月14日判決・平成28年（ネ）3198号、最高裁平成29年12月7日決定・平成29年（オ）1528号・同（受）1892号）、本判決の判断は確定した。